

礼服御冠残欠について—礼服御覽との関連において—

米田雄介

はじめに

正倉院宝物の中には、八世紀の宮廷内で用いられ、その時の雰囲気をそのまま今に伝えているものが少なからず存在している。しかし本文稿において取り上げる「礼服御冠残欠」については、⁽¹⁾ 残欠の言葉からも推定されるように、八世紀の礼服御冠と同じ姿のものではなく、したがってその残欠から直ちに八世紀の礼服御冠の姿を復元することは困難である。それでもなお「礼服御冠残欠」のそれぞれを熟視すると、個々に施されている細工には当時の最高の技術が凝縮されているといつても差し支えないものである。

「礼服御冠残欠」とは礼服と御冠の残欠の意味であるが、今ここで

最高の技術が凝縮されているといったのは御冠の残欠部分である。「礼服御冠残欠」は近年の正倉院展や『日本の金工』展などに出陳されているが、その名称は概ね「御冠残欠」となっている。⁽²⁾ 『日本の金工』展は文字通り金工を対象にしているから礼服は関係なく、「御冠残欠」のみで良い。しかし先に述べたように、この正倉院宝物の正式名称は「礼服御冠残欠」である。ただ現在、正倉院には礼服を所蔵していないことから一般に「御冠残欠」と呼ばれているが、単に「御冠残欠」では本来それがどのような性質の御冠なのかよく分からぬし、それに残欠ともなると、ますます実態が分からなくなる。幸いこの正倉院宝物は平安時代から鎌倉時代の文献にも時々姿を現すことがあり、それによると、単に「御冠残欠」というよりも「礼服御冠残欠」と称したほうがこのものの性質をよく理解できるようと思われる。したがつ

て以下の叙述では「礼服御冠残欠」と呼ぶこととする。

さて以下の本文において、まず我が国における「礼服御冠」の起源を検討し、ついで平安時代以降の文献にしばしば見える礼服御覽について、さらになぜ正倉院宝物が「礼服御冠残欠」であるのかについて述べ、さかのばつて大仏開眼会に当たり、聖武天皇や光明皇后らはどのような装束、つまりどのような御冠・礼服・礼履であったのかについて検討し、最後に「礼服御冠残欠」自体に関する若干の問題について整理しておきたい。⁽³⁾

一、大仏開眼会と朝賀・即位の儀

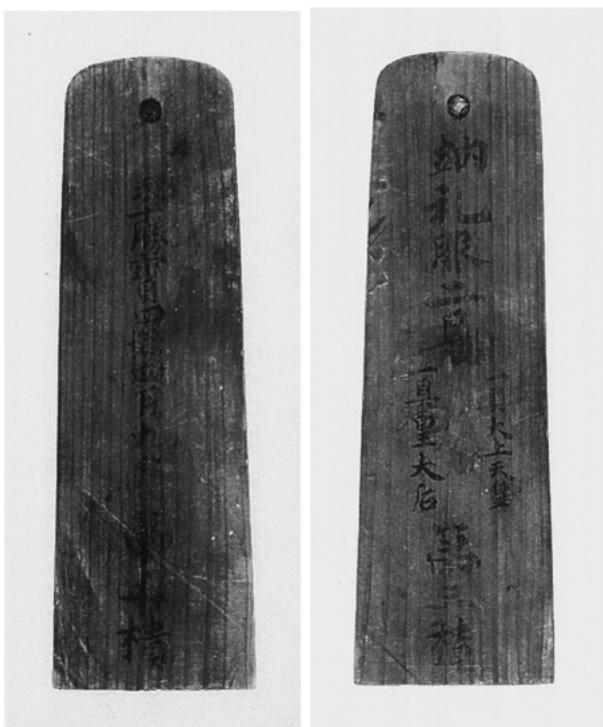
正倉院に伝わる「礼服御冠残欠」は、以下に述べるように、もともとは聖武天皇や光明皇后が東大寺大仏の開眼会の時に着用されたものであるが、はじめに大仏開眼会がどのような形式の儀式であつたのかということを、検討してみることにしたい。

現在「礼服御冠残欠」を整理した函の中に次の様な木牌が伝わつてゐる（挿図1）。

（表） 「納礼服二具一具大上天皇
（裏） 「天平勝宝四年四月九日 第三櫃」
木牌の表には、太上天皇および皇太后の着用された礼服それぞれ一具を第三櫃に納めていることを記しており、木牌の裏には、それらの

礼服が天平勝宝四年（七五二）四月九日に用いられたことを示している。言うまでもなく天平勝宝四年四月九日とは、東大寺大仏の開眼会が行われた日である。『続日本紀』の同日条によると、

廬舎那大仏像成、始開眼、是日行「幸東大寺」、天皇親率「文武百官」、設齋大會、其儀一同「元日」、五位已上者著「礼服」、六位已下者当色、請僧一万、既而雅樂寮及諸寺種々音樂並咸來集、復有「王臣」諸氏五節・久米舞・楯伏・踏歌・袍袴等歌舞、東西發聲、分庭而奏、所作奇偉不可勝記、仏法東帰、斎會之儀、未嘗有如



挿図1 北157 礼服御冠残欠 付属木牌 表裏

「此之盛」也、

とあり、これからだけでも、大仏開眼会が如何に盛大な儀式であったかを推測することができるが、『続日本紀』からは、その儀式に太上天皇および皇太后が行幸啓しておられたかどうか明らかでない。しかしこの木牌によつて聖武太上天皇および光明皇太后もまたこの盛大な儀式に参列していたことを確認することができる。

ところでこの日の盛大な儀式について、さまざまな事が考えられるが、ここでは、その日の儀が一に元日の儀に同じである、と記していることに注目しておきたい。

これまでの我が国の仏教儀式で、東大寺大仏の開眼会のような盛大な催があつたという記録はなく、また天皇が内裏の外に出て、このような儀式に参加したこともかつてはなかつたことである。もともと我が国の儀式・典礼の担当者たちは、そのようなことを国家的な儀式の中では予定もしていなかつたと思われる。したがつて東大寺大仏の開眼会を行うに当たつて、どのような形式の儀式を行ふかについて検討されたことであろう。

慈為「講師」、堅藏為「読師」、聴衆一百、沙弥一百、
天平八年に大宰府に端を発した疫病は全国的に蔓延し、中央政界でも藤原武智麻呂・同房前ら藤原四兄弟が相次いで罹病し死去するなど手の施しようもない事態に陥つていた。このため天皇は宮中において金光明最勝王経を講ぜしめ、疫病の鎮静を祈願したのである。
これまで宮中において様々な仏教行事が行われているが、もとよりしたがつて大極殿を用いての催しに際し、どのような形式がよいか検討されたことであろう。その結果採用されたのが元日の儀である。

これが宮中の仏教儀式において元日の儀が用いられた最初であるが、ついで同様の儀が確認できるのは大仏開眼会である。しかしこの時には、すでに先例があることから、当時の人々にはそれ程の違和感もなく、元日朝賀の儀が受け入れられたことであろう。

元日朝賀の儀については、平安時代に作成の儀式書、『内裏式』や『儀式』(いわゆる『貞觀儀式』)などに詳記されているが、儀式書に見える元日朝賀の儀は言うまでもなく中国の先例に倣つたものである。

元日朝賀の儀とは、元日に天皇が大極殿において群臣から賀を受けける儀式である。当日大極殿前庭に礼服を着た群臣らの居並ぶ中、天皇は冕服を着して大極殿中央に設けられた高御座に上り、群臣の再拝を受け、ついで前年に起こつた祥瑞の奏上を聞かれ、さらに群臣の代表者が賀詞を奏上し、新年の宣命を宣下する。ここで群臣らは称唯再拝

講「金光明最勝王經于大極殿」、朝廷之儀一同「元日」、請「律師道

し、舞踏再挙する。この時、武官は立つて旗を振り、万歳を唱える。
かくして儀式は終了し、天皇は退出される。

このような元日朝賀の儀を見ると、大仏開眼会が一に元日の儀に同じとはいえ、両者の間には本質的な違いがあるように思われる。右に見たように、朝賀は元日の朝、天皇が大極殿において群臣の賀を受けた儀式で、天皇を中心にして行われる儀式であるが、大仏の開眼会においては、大仏が中心であつて、天皇も群臣も大仏を挙げる儀式である。しかも開眼会に出座されるのは天皇と群臣だけではなく、太上天皇・皇太后も東大寺に行幸啓している。朝賀の儀は太上天皇・皇太后は出座せず、天皇と群臣のみが相対する儀式であつた。したがつて大仏の開眼会と元日朝賀とでは目的も列席者も、儀式の内容も違つてゐるが、それでも『続日本紀』が「一同元日之儀」というのは、儀場の雰囲気、たとえば群臣らの着用する装束（「五位已上者著礼服」）や庭上の敷設（日月像や四神の幡を樹てる）、音楽や舞などにおいて開眼会と元日の儀式に共通するものがあつたからであろう。

そこで我が国がいつ中国の儀式に学んでこのような元日朝賀の儀を整備したのか、その点から検討してみよう。

『続日本紀』の大宝元年（七〇一）正月一日条によると、
天皇御「大極殿受」朝、其儀於「正門樹」鳥形幢、左日像・青龍・
朱雀幡、右月像・玄武・白虎幡、蕃夷使者陳「列左右」、文物之儀、
於是備矣、

とあり、同紀の翌年正月一日条にもつぎのように記している。

天皇御「大極殿受」朝、親王及大納言已上始着「礼服」、諸王臣已下着「朝服」、

これらによると、大宝令の成立する頃、朝賀の儀が整えられつつあつたことが分かる。

なお『続日本紀』靈龜元年（七一五）正月一日条には、

天皇御「大極殿受」朝、皇太子始加「礼服拜」朝、陸奥出羽蝦夷并南嶋奄美・夜久・度感・信覚・球美等来朝、各貢「方物」、其儀、朱雀門左右陣「列鼓吹騎兵」、元会之日用「鉦鼓」自是始矣、

とある。皇太子首親王が始めて礼服を着して挙朝したとあるのは、このとき皇太子が始めて礼服を着して儀式に列した制が定まつたということではない。養老衣服令によると、

皇太子礼服

礼服冠、黄丹衣、牙笏、白袴、白帶、深紫紗褶、錦襪、烏皮舄、

とあり、『令集解』の同条所引の古記にも

謂、作有「別式」也、积無「別也、古記云、礼服冠、謂礼冠也、玉冠是也、

とあるから、すでに大宝令に皇太子の礼服の規定は存在していたと思われる。そしてそこには皇太子の礼服は黄丹の衣と規定されていたのであるが、大宝令施行後しばらく、礼服を着して儀式に参列できる皇子がいなかつたのである。⁽⁶⁾ところが和銅七年（七一四）六月皇太子

首親王が元服し、ようやく成人の皇族として元日の儀式に出席する資格を得たことから、翌靈亀元年（七一五）正月に皇太子は規定の礼服を着して拝朝したのである。しかし「元会之日用鉦鼓自是始」とあるように、元日朝賀の儀は大宝令施行後も引き続き整備されていたのである。

大宝令の施行の直後に、天皇がどのような装束を着して元日朝賀の儀式に出御されているのか知られていない。律令には、皇太子と違い、天皇の衣服に関する規定は存在しないからであるが、天皇が朝賀の儀に着用された装束がはじめて具体的になるのは天平四年（七三二）正月一日のことである。『続日本紀』の同日条によると次のように記されている。

御大極殿受朝、天皇始服冕服、

冕服とは、古代中国の礼服で、冕とは冠の前後に旒を垂らしたものといい、そのような冠を被つたときに着用せられる礼服のことを冕服と称しているのであろう。その冕服が後代の天皇が即位の儀に着用されていて衰冕十二章（赤地に龍などの模様を刺繡した実に華やかな装束）（挿図2）ではないかと思うが、その点はのちに改めて述べることにし、ここでは聖武天皇が始めて中国風の冠を被り、衰冕十二章をして大極殿に出御されていることに注目しておきたい。

平安時代の儀式書によると、朝賀の儀と即位の儀とはもともと同じ形式の儀式であるという。実際に平安時代初期に行われた淳和天皇の

即位の儀は元日の儀と同じであると記されている。⁽⁷⁾ 即位の儀は代替わりに行われる大礼で絢爛豪華に行われているが、それと同様に元日の儀も華麗に行われているとなると、朝賀の儀は毎年のことであるから



挿図2 衰冕十二章（孝明天皇御礼服）

朝廷の財政に大きな負担を強いることになろう。そのこともあつて朝賀の儀は小朝挙の儀に変化していく。⁽⁸⁾このため天皇は即位の儀においてのみ冕冠冕服を着して儀式に出御されることになり、江戸時代末の孝明天皇の即位の儀にいたるまで、天皇は冕冠冕服を着して儀式に出御しておられる。

なお念のために言えば、明治天皇の即位礼は当時の新しい方式を採用して、中国風の冕冠冕服を排し、我が国古来の黄櫨染衣を着して行われている。⁽⁹⁾

本節では、正倉院に伝わる「礼服御冠残欠」が、もとは聖武天皇らが東大寺大仏の開眼会で着用せられた礼服礼冠であることを踏まえ、それを着用して出座された東大寺大仏の開眼会が元日朝賀の儀式に共通した一面があること、さらに朝賀の儀と即位の儀式とが同様の儀式であることを明らかにした。しかし聖武天皇らが東大寺大仏の開眼会で着用せられた礼服礼冠の実態はまだ解明するに至っていない。そこで即位の儀式が行われるに先立ち、即位の当日に天皇が着服する儀式服を予め点検する儀式、それを礼服御覽というが、節を改めて礼服御覽の様子を検討し、天皇の着する礼服御冠について考えてみよう。

二、礼服御覽に於ける礼服御冠

即位の儀に先立つて行われる礼服御覽を通じて、天皇の着用される

礼服礼冠について検討してみよう。

はじめに礼服御覽とは何かについて、かいづまんと紹介しておこう。礼服御覽とはご即位に先立ち、天皇が即位の当日に着用する袞冕十二章を天皇自ら清涼殿脇御座に於て点検すること、天皇の幼少の時は摄政が天皇に代わって摄政の直廬に於て見ることをいう。その日取りは特定していないが、即位の儀の行われる一ヶ月から数日前に行われている。

もう少しその儀について言えば、礼服御覽の当日、天皇（または摄政）は内藏寮に保管されている礼服櫃二合と御冠筥一合を弁官を遣わして取り出させ、脇御座（または摄政の直廬）に運ばせる。この時、内藏寮の助以下の官人が付き添うのが例である。式場に運ばれた辛櫨等は所定の位置に置かれた後、まず最初の辛櫨を天皇（または摄政）の前に置き、辛櫨の封を切り、蓋を開けて櫃の横に置き、その蓋の上に礼服を取り出し、点検ののち櫃に納める。ついで第二の櫃についても同じことを行う。その後、御冠の筥を取り出して蓋を開け、その上に筥から取り出した冠を置いて点検し、終わるとまた元通りに筥に納め、第二の筥を取り出して中の冠の点検を行う。この後、即位の儀に用いる礼服を納めた櫃と御冠の入った筥を宮中納殿に留め、残りの櫃と筥は内藏寮に返還される。これが礼服御覽の儀の大様である。⁽¹⁰⁾

以下、実例によつて礼服御覽の様子を確かめてみたい。

礼服御覽の儀が行われていることの確認できる早い例は、長元九年

(一〇三六) 七月四日、後朱雀天皇の即位の儀（同月十日）の直前に行われた礼服御覽の儀である。但しその時のこと記している『範国記』には、

今日御覽玉御冠・礼服・御装束等」、（中略）御覽了、賜御冠於作物所、為令修理也、

と礼服御覽の儀の細目までは記していないが、さきに見たような次第でその儀が行われたものと思われる。なお礼服御覽の終わった後、御冠を作物所に於て修理せしめたとの記録から、礼服御覽の意義が理解できるであろう。

嘉承二年（一一〇七）十月二十二日、鳥羽天皇の即位（同年十二月一日）に先立ちに行われた礼服御覽は『殿曆』や『中右記』に比較的詳しく述べられているが、それによると内藏寮から唐櫃二合と御冠管二合が摂政藤原忠実の直廬に取り出されている。それぞれの中身は次のようになっている。

唐櫃二合（一合＝童帝御装束、一合＝女帝・皇后・俗帝御装束）
御冠管二合（一合＝童帝御冠、一合＝俗帝御冠）

なおこのとき天皇は五歳であるから、摂政が天皇に代わって礼服御覽を行い、今回使用する礼服（童帝の分）を納殿に留め、その他を内藏寮に返却している。

また久寿二年（一一五五）九月二十六日には後白河天皇の即位（同年十月二十六日）の礼服御覽が行われている。その儀式それ自体は嘉

承二年度と殆ど同じである。ただ嘉承二年の鳥羽天皇は五歳であったから摂政が自身の直廬で天皇に代わって礼服御覽を行っているが、後白河天皇は時に二十九歳であつたから天皇自ら礼服御覽を行われている。なおこの時のことは『山槐記』久寿二年九月二十六日条に詳しい。もつとも『山槐記』流布本は欠損箇所があり判読不能のところもあつて正確に把握できないところもあるが、男帝の冠・礼服を納めた「御冠管一合、御辛櫃一合」を昼御座に留め、その他を内藏寮に返却していることが読み取れる。

永万元年（一一六五）六条天皇の即位（七月二十七日）の前に礼服御覽が行われたときも、「御辛櫃一合」「御冠一合」が取り出されている。^[11]辛櫃二合の中身は次の通りである。

辛櫃二合（一合＝男帝御装束一具、一合＝童帝・女帝・皇后・太子御装束）

このとき用いられたのは、天皇が幼少であるから、もう一つの辛櫃に入っていた童帝御装束である。したがつてその童帝の御装束と同じ櫃に入っていた「女帝御装束・皇后御装束・太子御装束」は、先の「男帝御装束一具」と一緒に櫃に入れられて内藏寮に返却されている。

このように辛櫃二合の中身を整理すると、鳥羽天皇の礼服御覽のように、一合に童帝の装束一具が、他の一合に男帝・女帝・皇后の装束が納まっている場合と、六条天皇の礼服御覽のように、一合に男帝の装束が、もう一合に童帝・女帝・皇后の装束が納まっているとするも

のとあり、整合性がないように見える。このため、あるいはここにい
う辛櫃は鳥羽天皇の時のものと六条天皇の時のもののどちらかが相違
しているのではないかと思われるかも知れない。実際に摂政藤原基通
が六条天皇の礼服御覽を行うなかで、

辛櫃弘無「大小」、而一合入「只一具」、今一合入「數具」如何、
と疑問を呈しているのは、辛櫃の中身が一定していないことに由来し
ているのである。⁽¹²⁾

これに対しても山忠親は自身の日記の中で、礼服御覽が行われたと
きの辛櫃の取り扱いについて、

可叶「當用」一具取出之、入「分一合」、残混合被「返納」、
とし、さらに
御即位之後、更不「入」改之、又返納之間、代々如「此、入「一具於
一合」、尤有「其謂」事歟、

と、内藏寮から取り出してきた櫃の中身は、礼服御覽の結果によつて
は元通りの櫃に納められずに内藏寮に返却されると述べているのであ
る。⁽¹³⁾

たとえば嘉承二年、鳥羽天皇の礼服御覽が行われたとき、天皇は童
帝であるから童帝の装束のみが儀式に用いるために残され、その他の
男帝・女帝等の装束はこの際不要であるから一合に納められて直ちに
内藏寮に返却され、即位の儀が終了すると、童帝の装束一具のみが辛
櫃一合に納められて内藏寮に戻されているのである。⁽¹⁴⁾

したがつてつぎの礼服御覽が行われたときには、さきに返却してお
いた男帝・女帝等の装束の入った辛櫃一合と前回に用いられた童帝の
装束の入った一合を内藏寮から取り出されることになる。鳥羽天皇の
次に皇位についた崇徳天皇およびその次の近衛天皇の場合は、礼服御
覽の儀の有無は確認できないが、ともに幼主であるから、おそらく鳥
羽天皇の時の礼服御覽と同じ形式で行われたはずである。前回に用い
た辛櫃一合に童帝の装束のみが納まつており、もう一合は前回も使用
しなかつた男帝等の礼服がそのまま入つていたことになる。

近衛天皇の後に皇位に即いた後白河天皇の場合は、既に元服後であ
つたから、唐櫃二合（一合=童帝御装束、一合=女帝・皇后・男帝御
装束）が内藏寮から取り出された後、礼服御覽が行われ、男帝の礼服
のみが宮中に留められ、他の女帝・皇后ならびに童帝の礼服は一括し
て一合に納められて元に戻されるのである。⁽¹⁵⁾

礼服御覽を行われたのが天皇であるか、摂政であるのか、あるいは
清涼殿の昼御座であるか、摂政の直廬であるかの違いはあつても、こ
の後も礼服御覽の儀は概ね同じような形式で行われている。

しかし即位の全てにおいて礼服御覽が行われているわけではない。
たとえば後陽成天皇や後水尾天皇の即位の場合には、礼服御覽が行わ
れた形跡がない。後陽成天皇は天正十四年（一五八六）十一月七日に
践祚し、同月二十五日には即位礼をあげており、また後水尾天皇も慶
長十六年（一六一一）三月二十七日に践祚し、翌四月十二日に即位礼

をあげているが、両天皇はともに践祚から即位までの期間が短く、践祚後、殆ど準備らしいものもなく即位の礼をあげているのである。礼服御覽もまた省略され、内藏寮から直接、礼服が取り出されたのか、あるいは記録に留めることもないほどに略儀で行われたのであろうか。

後水尾天皇の皇女明正天皇の即位の時は、明確に礼服御覽が省略されている。^[16] 礼服御覽は皇位に即くための絶対的な要件ではないとしている。礼服御覽が行われなかつたのであろうか。

明正天皇の後を承けて皇位に即いた後光明天皇の場合は、即位礼の九日前に、また後光明天皇の後に践祚した後西天皇の時は即位礼の四日前に、それぞれ礼服御覽の儀を行つてゐる。^[17]

ところで後陽成・後水尾・明正の各天皇が礼服御覽の儀を行つていなかつたとする、当然、その理由が問題にならう。たとえば恰も戦

国時代から江戸時代の初期にかけて経済的な理由から大嘗祭が中断されているように、礼服御覽もまた同じ頃、なんらかの理由から中止していることも考えられなくはない。しかし後陽成天皇の前代の正親町天皇の場合は、弘治三年（一一五五）十月二十七日に践祚し、永祿三年（一五六〇）正月二十七日に即位の礼をあげられているが、即位礼の十二日前に礼服御覽の儀を行つてゐる。^[18] したがつて後陽成・後水尾・明正の各天皇が礼服御覽を行わなかつたとすれば、そのこと自体が異例ということになる。

殊に明正天皇の場合、祖父や父のように践祚から即位までの期間が

短いということでもなく、強いていえば天皇が幼少であること、女帝であつたことなどが礼服御覽を行わなかつた理由と考えられるが、天皇の幼少の例はこれまで多く、そのことが礼服御覽中止の理由にはならない。とすると、女帝であることが関係するのであろうか。

しかし江戸時代のもうひとりの女帝、後桜町天皇の場合は宝暦十三年（一七六三）十一月十八日に摂政近衛内前の直盧において礼服御覽を行つてゐるから、女帝であることは必ずしも礼服御覽を行わない理由にはならない。ただ礼服御覽の儀が始まつて以来、女帝の例はない上に、幼少であつたという二つの理由から、摂政以下の公卿らはどのような礼服御覽の儀を行うべきか思案に暮れたのかも知れない。いずれにしろ、いま何故に明正天皇のときに礼服御覽を行わなかつたのか、保留せざるを得ない。後考を俟ちたい。

以上、礼服御覽は、平安時代の中頃、後朱雀天皇の時に行われたのを早い例とし、その後、一部の例外はあるが江戸時代末まで、ほぼ継続して行われてゐる。しかも最初に掲げた後朱雀天皇の時に御冠の修理を行わせているように、以下の儀式においても即位礼の当日に着用する礼服礼冠が万全であるかどうかを点検する事を目的にしていた。しかし長い歴史の中には、内藏寮に納まつていた礼服礼冠が破損したり、時には考えられないが紛失したりすることもあり、そのため修理し、新たに作成するために正倉院宝物の礼服礼冠が参考にされることもあつた。次節では礼服御覽と正倉院宝物の関係を考えてみよう。

三、正倉院宝物と礼服御覽

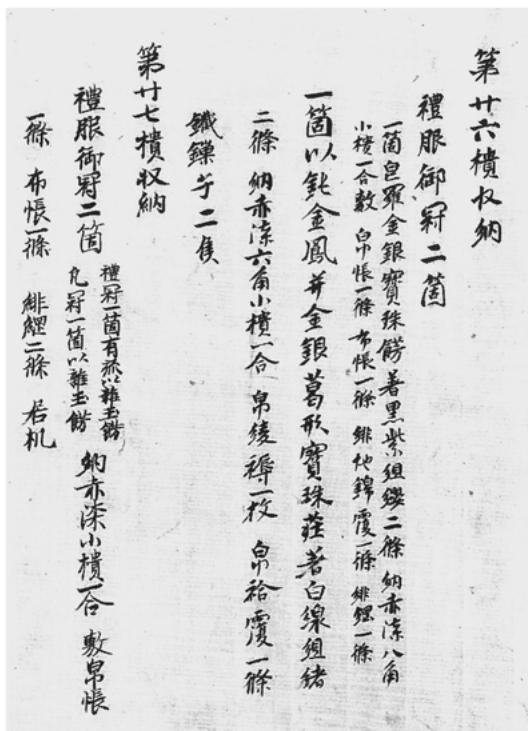
「礼服御冠残欠」は、もともと聖武天皇等が大仏開眼会などにおいて着用せられた後に正倉院に納められたものに由来している。正倉院に納められた礼服礼冠は、先に述べた礼服御覽の儀などに何度も取り出され、挙句の果てに破損して「礼服御冠残欠」という形で保管されることになってしまったものである。そこで前節では礼服御覽全般について述べたので、本節では正倉院所蔵の礼服礼冠がどのような形で出藏されたのか、その点の検討を行うことにしよう。

正倉院に伝わる記録の中で、もつとも早く礼服礼冠のことが現れるのは延暦十二年（七九三）六月十一日の「曝涼使解」である。⁽¹⁹⁾ それによると、まず目録部に「御礼服冠三箇、御凡冠一箇」とあり、具体的には、第廿六櫃に「礼服御冠二箇」を、第廿七櫃にも「礼服御冠二箇」が収納されていると記している（**挿図3**）。同様のことは、弘仁二年（八一二）九月二十五日の「資財勘帳帳」にも見え、さらに齊衡三年（八五六）六月二十五日の「雜財物實錄帳」から分離したと考えられている「礼服礼冠目録」にも見える。⁽²⁰⁾ それによると、聖武天皇・光明皇后・孝謙天皇の着用された礼冠三具と孝謙天皇の着用されたという凡冠一具とがあつたことがわかる。

凡冠とは明確でないが、礼冠が聖武天皇・光明皇后・孝謙天皇が東

大寺大仏の開眼会に際して使われたものであるとすると、それ以外の行事に着用されていた普通の冠ということになろう。

正倉院から礼服礼冠が持ち出されているわけではないが、康治元年（一一四二）五月六日、鳥羽上皇が正倉院の勅封藏の御冠・投壺等をご覧にならっている。前日、上皇が東大寺で受戒された後、急に勅封藏を開けて宝物を見るとの議が起り、翌日、勅封藏が開けられ、この時、通憲入道藤原信西が投壺の説明に蘊蓄を傾け、上皇以下居並ぶ官人らはあまりの博識に感嘆したとの伝えは有名である。⁽²³⁾



挿図3 延暦十二年六月十一日曝涼使解 部分

のは、永万元年（一一六五）七月十八日の六条天皇の即位礼に先立ち礼服御覽が行われたときの『山槐記』の記述であるが、この時、正倉院の礼服が持ち出されたことは日記に見えない。ところがつぎのような文書が伝わっている。

『東南院文書』之一の二一七号文書は永万元年七月二十二日に東大寺に下した僧綱牒で、二一八号文書は同日の僧玄嚴の奉書である。^{〔24〕}また二一九号は月日を欠くが、右僧綱牒に関連する僧行惣の書状であるが、紙数の都合があるので、二一九号文書は省略する。

二一七 僧綱牒

（表題）
僧綱牒 禮服取進事

副 奥書二通

僧綱牒 東大寺

應下令開綱封藏取進禮服上事、

使威儀師玄嚴

從儀教師經

牒、開件綱封藏、可令取進禮服者、依

綸旨、牒送如件、寺家宜承知、牒到准狀、故牒、

永万元年七月廿二日

（寛通）
從儀師
威儀師

法務前大僧正（草名）

「行惣」

二一八 僧玄嚴奉書

右によると、即位礼の催行にあたって、正倉院から礼服を出藏させ

宣言一通（通初度午刻到來、
通二度酉刻到來、

綱牒一通等如此、件禮服來廿七日御即位料也、而今日午刻被下
初度宣言之間、其狀依分明、勅封藏・綱封藏之間納置之所不二
知及、若綱封藏候者、無左右仰綱所可被取進、若勅封藏
候者、早勅使可下向之由、令申御之處、第二度如此所被仰
下也者、綱封藏被納置者、早開此綱牒、催使綱所、不日令
取出天、寺家使定、以夜繼日可令進覽給上也、若又勅封藏候
者、早以脚力、夜の中可令申上給上也、期日近之間、勅使
往反日すくなきかゆへに如此所被仰下也、早々可令沙汰進
給上之由候所也、謹言、

（永万元年）
七月廿二日

玄嚴

今少路威儀師御房

逐申、

爲朝之大事、早々可下令致沙汰給上、期日近之間、若勅
封藏候者、夜内々可令申上給上、勅使下向之故也、綱封藏
候ハ、早々可令取進給上、爲寺家執行、所司早談
合、可下令致沙汰給上也、行惣書状抄所遣也、凡急之間、
書状狼藉不可令外聞給上候、重謹言、

ようとした文書であることがわかる。当時弁官局では、礼服を収納している倉が分からず、このため礼服の出藏を促す宣旨を僧綱所に対し相次いで二度も発給しているのである。ところがその宣旨を蒙つた僧綱所も、即位の料として礼服を出藏するよう東大寺に伝えているが、その礼服が綱封蔵（南倉）にあるのか勅封蔵（北・中倉）にあるのかが分からず、綱封蔵にあれば速やかに出藏せるように、もし勅封蔵にあれば勅使を遣わすと述べ、勅使を遣わすといつても即位礼の当日に間に合わせなければならないので、もし勅封蔵にあれば、夜中であつても構わないから脚力をもつてその旨を知らせるようにと述べている。

すでに礼服御覽の儀は宮中では終了していたが、即位礼の直前に弁官局から急に正倉院の宝物である礼服の出藏を求めてきた理由はなにか、またせつかく礼服の出藏を促しながら、その結果がどのようになつたのか。それのことを見当たらないので、これ以上の詮索は現段階では差し控えるべきかも知れない。ただ、礼服御覽の終了後に、わざわざ僧綱所に対し二度も宣旨を下していることを考えると、やはり正倉院の礼服を確認しなくてはならない事態が生じていたのであろう。

ところで宣旨を下されたのは、このとき皇位に即かれた僅か二歳の六条天皇ではなく、当時、院政を敷いていた後白河上皇か上皇の父の鳥羽上皇のいづれかであろう。いま強いていづれかの方に決めるとい

うものでもないが、かつて鳥羽上皇が東大寺で受戒されたとき、正倉院の勅封蔵の礼冠をご覧になつておられたから、上皇がそのことを思い出して、宣旨発給に至つたということも充分に考えられる。

それにしても奈良時代に幼主の存在しないことは、上皇はもとより公卿たちも承知していたであろうから、正倉院に童帝の装束が存在しないことも知つておられたはずである。それにもかかわらず正倉院の礼服を見ようとされたのは、天皇の礼服礼冠ではなく、公卿らの着用する礼服があつたかも知れない。後代の例であるが、正倉院から公卿の礼服二十六着分が出藏している。⁽²⁵⁾

建久九年（一一九八）三月三日、土御門天皇の即位の礼が行われたが、その一ヶ月余り前の正月二十六日に礼服御覽が行われている。ところが即位礼の直前の二月二十六日になつて、急に東大寺の礼服を取り出すことが定められた。⁽²⁶⁾ その理由は明らかではないが、この日、官府巡檢が行わっていることと関係があるのであろうか。ところがその後の二十八日、『三長記』によると、

参殿下申^ニ東大寺礼服事、暫可宿^ニ納便宜所^ニ可申院（中略）
次參内、東大寺禮服暫納^ニ納殿^ニ、其次覽之、白練絹練綾礼服二具、
玉冠二頭天子冠也、^{一頭付ニ短冊^ニ注^ニ先帝御冠由}、不^申用之物也、被^ニ取出^ニ之間、
有^ニ事煩^ニ、無^ニ其要^ニ歟、

と記している。せつかく出藏したものではあつたが不用のものであつたらしい。

このとき正倉院より出藏されたものは、聖武天皇の着用された礼服であつたと考えられる。礼服と同時に取り出された「玉冠二頭」の注記にいう「天子冠也、一頭付_二短冊_一、注_二先帝御冠由_一」とあり、その短冊は現存の木牌のようなもののことではないかと思われる。とすると先帝はこの場合、聖武天皇のことであろうから、先ほどの礼服も聖武天皇の着用されたものと考えて間違いない。そうだとすると、後に改めて述べるのでいまこれ以上の言及は控えるが、聖武天皇が着用されたのは白練絹練綾礼服となるから、この当時の即位禮で天皇の着用されている袞冕十二章とは違つてことになる。それに土御門天皇は幼帝でもあつたから、折角正倉院から出藏された礼服礼冠であるとはいゝ、まさに「不_レ中_レ用之物」であつたのである。

仁治三年（一二四二）三月八日に後嵯峨天皇の即位の礼服御覽が行われている。正倉院の礼服礼冠がいま「礼服礼冠残欠」と呼ばれるようになつたのはこの時の礼服御覽に由来しているといわれている。礼服御覽が行われた日の『百鍊抄』によると、

礼服御覽、天子御冠破損無_二其形_一、仍可被_二新調_一云々、
とあり、『経光卿記』同日条にも、

今日礼服御覽也、（中略）權左少弁親頬一人向_二内藏寮_一、取_二出御礼服_一渡之、於_二昼御座有_二御覽_一、男帝御冠皆以破損、堅固無_二其形_一云々、

と記しており、天皇の着用する御冠を内藏寮より取り出したところ、

破損が著しく、使用に耐えないものであることが判明した。このため朝廷内ではかなりの動搖があつたようである。たとえば『平戸記』によると、礼服御覽の二日後に、前内府からの召しで参内した平經高は、破損著しい御冠を持つて現れた前内府から、

御冠如_レ此、承元正_久令_レ見歟、此上何様可_レ有_二計略_一哉、期日已迫了、可_ニ相計_一者、

と期日の切迫している即位礼に如何に対処するべきか、との後嵯峨天皇の綸言を伝えられているほどである。

経高の見るところ、現存の冠は、金銀珠玉の類は先年盜難に遭い、ただ御冠の羅が少しばかりと珠玉が少し落ちて残つてゐるぐらいで、とてもその正体を伺えない状態であつた。しかし即位礼は目前に迫つてゐることから、経高は東大寺宝蔵に天子の御冠が二頭残つてゐるの⁽²⁷⁾で、もしも模すべきことであれば召し出されはどうかと進言している。この結果、翌日、南都に使者を遣わすことが定まり、勅使以下五十名が南都に下向し、十三日正倉院宝庫を開封し、御冠の櫃を取り出し、玉御冠四頭と諸臣の礼冠二十六頭を取り出されている。なおこのとき勅封倉の鎰が紛失して倉を開けることができなかつたため、鍛冶を召して鎰櫃を打ち破つたという。

かくして正倉院の御冠を始め諸臣の礼冠が京都に持ち帰られ、それを基にして新しく御冠が作成された。『平戸記』の三月十七日条による

御冠事、依^二先日之約^一、午刻許着^二束帶^向^二相国禪門許^一、即被^レ謁、

御冠已出來了、只今令^レ餽云々、相待之間閑談、委不能^レ記之、及^二

哺時^一御冠出來了、早參内可令^レ奏之由被^レ命、仍參内、以^二土御門

大納言^二奏^一御冠事^一、被^レ仰云、返々神妙、凡今度東大寺御冠事不^二

申出^一者、不可^レ有^二本様^一、尤感思食者、

と記しており、相国禪門のもとで御冠が新調され、その旨が天皇に奏上されている。経高が正倉院の御冠のことを申し出なかつたら冠の完成は見られなかつたのであるから、天皇の喜びはひとしおのものであつたと思われる。

十八日、天皇は新調の御冠を被つて即位の儀を無事に済ませたが、『荒涼記』には、

今度新調物也、太政入道調進、如^レ法美麗物也、

と記している。その日、東大寺に対し勅封藏の御冠を返却することが定められ、二十一日に返却するための勅使が南都に下向している。

ところが『東大寺統要録』(宝蔵篇)によると、勅使が南都に下向の

途中で、

抑於四頭玉御冠、路次之間、散々打損畢、⁽²⁸⁾

と、思いも掛けない事故が生じたと伝えている。⁽²⁹⁾ そして一応は、是公家御無沙汰歟、勅使越度歟、

と天皇に責任はないか、勅使の過ちかと責任を追求しているが、結局は、

一向被預^二持雜夫^一之間、不知^二子細^一、振損之畢、不便々々、と運搬途上の事故として処理している。

右が路上において生じた事故であれば問題がないが、不思議なことに、このことについて京都の公卿の日記に一度も出てこない。特に正倉院の宝物を見るべきことを提唱した平經高の日記にも一行も触れていない。このことから考へると、単なる事故ではなく、事件の可能性もある。かりにこれを御冠損壊事件と呼んでおきたい。

その点で参考になるのは、関根真隆氏の指摘である。氏は「十三日に出藏して十八日の即位式に間に合わずには余りにも短期日であったため、出藏品そのものの各部分を転用して新冠が仕立てられたのではなかろうか」と述べておられる。⁽²⁹⁾ もしそのように考えられるならば、先ほどの『平戸記』に

御冠事、依先日之約、午刻許着^二束帶^向^二相国禪門許^一、即被^レ謁、

御冠已出來了、只今令^レ餽云々、相待之間閑談、委不能^レ記之、及^二

哺時^一御冠出來了、

とある記事や⁽³⁰⁾『荒涼記』に即位礼に用いられた冠が

今度新調物也、太政入道調進、如^レ法美麗物也、

とあることからすると、正倉院に伝わっていた御冠はこのときかなりの部分、分解されているのかも知れない。

そもそもしこのような大胆な行為がなされたとすれば、その背後に四条天皇の崩御後、順徳天皇の皇子忠成王を推挙する九条・近衛

家と土御門天皇の皇子邦仁王を推す土御門・西園寺家の対立が起り、鎌倉幕府の支援によつて邦仁王が皇位に即かれたという皇位継承を巡る問題が横たわつてゐたこと、このため土御門・西園寺両家は邦仁王、つまり後嵯峨天皇を盛り立てて行かなくてはならなかつたことが考えられる。⁽³²⁾ そうだとすると、正倉院の御冠を分解した張本人は相国禪門、あるいは太政入道と呼ばれる西園寺公經であつたかも知れない。

それから四十六年後、正應元年（一二八八）四月二十三日に後深草

上皇は東大寺に行幸し、北倉・中倉の厨子・冠等を³³ 覧になられてゐる。上皇が行幸された二ヶ月前の二月二十一日に伏見天皇の即位の礼服御覽が行われ、ついで三月十五日即位の儀が行われた。したがつて後深草上皇はその即位の儀を見られた後、東大寺に行幸されているのである。このとき覧られた冠が先に破損したそれと同じものかどうかよく分からぬ。

それでは正倉院にいま伝わつてゐる御冠残欠が後嵯峨天皇の即位の礼のときに使われた新調の冠の部品として分解転用された後のもの、まさにそのときの残欠と考へても良いものであろうか。

そのことを考へる上で注目したいのは「東大寺衆徒僉議事書」といわれる文書である。⁽³⁴⁾ まずその全文を引用しておこう。

当寺勅封藏者、相^二當本願感神皇帝四十九日御忌^一、孝謙天皇并光明皇后以^二彼御遺物^一財^一、永所^レ被^レ施^二入大仏廬舍那仏^一也、仍代々輒無御^二自^一專處^一、近來、後二條院御宇被^レ出^二玉御冠^一、後醍醐院御代

被^レ出^二琵琶一面・琴等^一、暦応者礼服并御冠被^レ出^レ之、毎度被^レ借渡^一由、雖^レ及^二御沙汰^一、不^レ被^レ返納^二之間、令^二失墜^一畢、彼時分毎度本願御陵鳴動、此併仏陀施入物、再不^レ還^二人財^一故歟、冥慮尤難^レ測、而今度可^レ被^レ出^二御琵琶^一之由被^レ仰下^二之条、可^レ為^二何様^一哉、啻匪^二寺家之衰微^一、且可^レ為^二天下重事^一者哉、以^二此趣^一可^レ被^レ經^二御奏聞^一之旨、可^レ令^レ洩^二啓別當宮廳^一給之由、衆議如^レ斯矣、

延文五年二月十三日

年預五師範曉

右文書はまず勅封藏は東大寺大仏に施入された聖武天皇ご遺愛の品を収蔵しているところであるから、代々の天皇といえども自分勝手に開くことのできないものであると勅封藏の性格を規定している。しかるに近年、後二条天皇は玉御冠を出され、後醍醐天皇は琵琶一面・琴等を出蔵し、暦応、つまり光明天皇は礼服並びに御冠を蔵から出されていると記し、これらは勅封藏のあり方に反すると暗に批判している。

しかもそれらのものは返納されないという有り様で、さらに今度（延文五年（一一六〇）、後光厳天皇）は、琵琶を出蔵したいとの仰せである。その仰せを蒙つた東大寺衆徒等はその是非を巡つて僉議し、ついに天皇の要求を拒否したのである。

これに対し、京都の朝廷がどのように対応したのか、その事を示す史料は残念ながら伝わつてゐないが、この文書から一、三の問題点を指摘してみたい。

すなわち後二条天皇以降、後光嚴天皇にいたる間に、三回も勅封藏

が開けられ、四回目の開扉要求が出されていたこと、殊に四度目の開扉要求を東大寺の衆徒等が拒否したことが注目できる。

後醍醐天皇が勅封藏を開けて琵琶や琴を取り出し、おそらくそれらを演奏したであろうことも興味あるが、特に本稿との関連で注目したいのは、後二条天皇が玉御冠を勅封藏から出され、ついで光明天皇が礼服並びに御冠を出藏していることである。

後二条天皇の即位の儀は正安三年（一二三〇一）三月二十四日に行われているが、その前に東大寺の勅封藏から玉御冠を持ち出しているとか、それを即位の礼服御覽の座に置いて参考にしたなどという記録は他には見当たらない。それだけに本文書は重要である。

光明天皇が東大寺の勅封藏を開いたことだけでなく、礼服並びに御冠を蔵から出されていることも他の記録からは確認出来ない。天皇は建武四年（一二三七）十二月二十八日、太政官庁において即位の儀を行われているが、『玉英』同日条によると、

此日天皇於「太政官正庁」有「昇壇践祚」、即被「追仁治三年佳摸」也、

とあり、その時に光明天皇の着した冠は「仁治着用物」であつたとあるから、後嵯峨天皇の即位の時に作成した例の冠を着していいたのである。ところが僉議事書によると、天皇は礼服並びに御冠を正倉院の勅封藏から出されたという。一体それは何故であろうか。また蔵から出された礼服や御冠はどのように利用されたのであろうか。現在、それ

らのことを具体的に論ずることができないのは残念である。

しかし僉議事書によるかぎり、正倉院の礼服礼冠が蔵から持ち出されて、なんらかの役割を果たしたとする、後嵯峨天皇の即位礼のときに分解されなかつた御冠があつたが、光明天皇の即位のときに出藏し、ついに返還されないまま今日に至つたと考えられる。

正倉院の礼服礼冠がこの後、再び持ち出されることはないが、江戸時代になつて一度、正倉院の礼服礼冠が問題になつたことがある。すなわち江戸時代二人目の女帝、後桜町天皇の即位礼に当たり、先例となるのは江戸時代最初の女帝の明正天皇であろうが、柳原紀光は『紀光卿記』に「明正院御即位之料焼失、諸家記文等亦不分明歟」と記している。⁽³⁵⁾しかし実際のところ史料が焼失したのではなく、天皇が幼少であったこともあり、参考にはならなかつたのであろう。

まず礼服については、礼服御覽のとき内蔵寮は男帝と女帝のそれぞれの装束を持参し、礼服御覽の後、女帝の装束を宮中に留め、男帝の装束を返却している。⁽³⁶⁾しかし宮中に留めた女帝の装束を後桜町天皇が着用できたとは考えられない。明正天皇は幼少であつたし、実際に女帝の装束を着して即位礼を行われた天皇といえば奈良時代の孝謙天皇まで遡つてしまふ。したがつて如何に即位の度ごとに女帝の礼服が内蔵寮から取り出されたとはいゝ、これまで使用されていないものである。そこで後桜町天皇用に装束のかなりのものが新調されている。

『紀光卿記』宝曆十三年（一七六三）十一月二十七日条に見える、

御大袖、白綾裏白、御小袖、同上、御裳、白綾織、御裾、白綾裏平綱、其袖
也、赤御袴、如男、錦御襪、大和錦文袴

帝、錦御襪、大和錦文袴

が新調されたものである。しかし古物も用いられている。

牙御笏・玉佩・綬等被用古物、男帝之御料也、仍不及新調、

これらの礼服については、内蔵寮に伝わるものがあり、また『山槐記』をはじめ多くの記録もあって判明しているが、礼冠は明確でなかった。そのため摂政近衛内前は事態を憂慮していたが、そのとき葉室頼言がつぎのように摂政内前に申し出ている。「東大寺宝物之中孝謙天皇玉冠有レ之云々、彼玉冠被召寄可被新造哉者」と。もつとも頼言の提言について、紀光はその日乗に「三宝之宝物之図并目録等」を持つていて、それには玉冠のことは見えないと記している。⁽³⁷⁾ いま紀光の所持しているという「三宝之宝物之図并目録等」がどのようなものかわからないが、結局このときは京都東山の光雲寺に東福門院御像が伝わっており、東福門院が冠していた天冠を写し取つて用いることにしたようで、この時は、御冠に日像を加えたが、「人以甘心歟莫言」とのことであった。

したがつて正倉院の礼服礼冠が用いられたわけではないが、江戸時代になつても正倉院の礼服礼冠を参考にしようとしていたことに注意しておきたい。

以上、本節においては、正倉院宝物の礼服礼冠が天皇の即位礼に際

して行われる礼服御覽に持ち出され、様として利用されていること、そのために破損するという思い掛けない事故が発生したと考えられること、その事故が鎌倉時代の中頃に発生しているが、その後も正倉院の御冠が倉から持ち出されていたらしくこと、しかしついに南北朝時代になつて正倉院宝庫に返却されないまま、今日に至つてのことなどを見明らかにした。

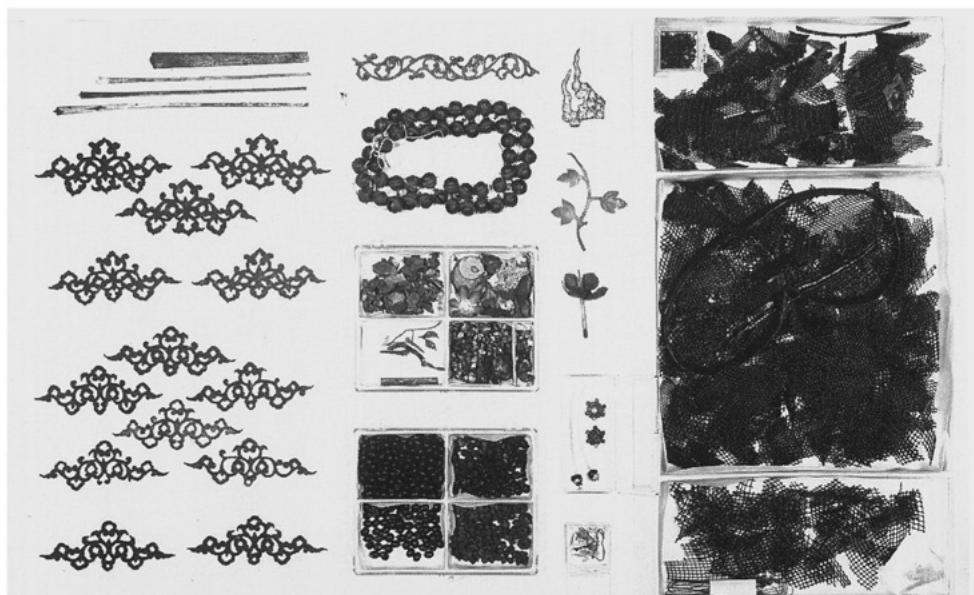
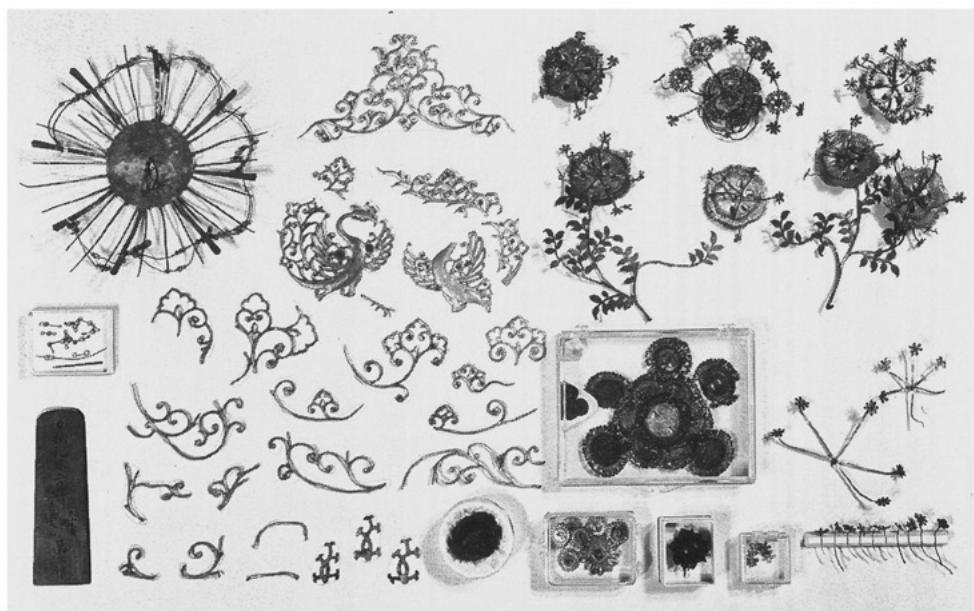
四、正倉院宝物と御冠・礼服・礼履

正倉院宝物の礼服御冠は、残念ながら現在では礼服御冠残欠として整理されている（挿図4）。

このうち御冠残欠についてはすでに述べたように、それが鎌倉時代仁治年間の損壊事件に由来することはほぼ明らかであるが、現存の残欠の状態から元の御冠の姿を復元することは容易なことではなさそうである。

また礼服についても、聖武天皇が着用せられた礼服らしきものも正倉院には伝わっていない。したがつてどの様な装束で聖武天皇が大仏開眼会に参列されたのか、遺存の装束から復元することはできない。

しかし正倉院に伝わる延暦十二年（七九三）、弘仁二年（八一二）、齊衡三年（八五六）などの曝涼関係文書によると、聖武天皇を始め光明皇后・孝謙天皇の礼服礼冠の姿はおぼろげながら浮かび上がつてく



挿図4 礼服御冠残欠 第一層(上)・第二層(下)

る。

そこで本節では、大仏開眼会に聖武天皇らが着用せられた礼冠・礼服と、これまでほとんど取り上げてこなかつたが、礼服礼冠に欠かせない礼履について検討してみよう。

まず延暦十二年の曝涼使解によると、

第廿六櫃収納

礼服御冠二箇

一箇自羅金銀宝珠飾、着黒紫組纓二条、納赤漆八角小櫃一合、

(中略) 一箇以 鈍(純)金鳳并金銀葛形宝珠莊、著白線組緒二条、

納赤漆六角小櫃一合、

第廿七櫃収納

礼服御冠二箇(礼冠一箇、有旒、以雜玉飾、納赤漆小櫃一合、

とあり、⁽³⁸⁾弘仁二年、齊衡三年の曝涼関係文書や第一節の冒頭に掲げた

木牌などと合わせ考えると、第廿六櫃の赤漆八角小櫃に納まつている礼服御冠が聖武天皇のもの、同じく赤漆六角小櫃のものが光明皇后のもの、第廿七櫃の赤漆小櫃のものが孝謙天皇のものと考えられる。

赤漆八角小櫃（挿図5）と赤漆六角小櫃（挿図6）は現在も伝わつており、それぞれに御冠を掛けたと考えられる冠架が二箇伝わつてゐる。このうち赤漆八角小櫃に付属の冠架（挿図7）は、聖武天皇が着用された冕冠を架けておく台であるという。その構造を見ると、

ヒノキ材による冠掛け。方形の台板に四本の足元を造出した丸

柱を内向させて取付け、四隅に細竹の柱を外向させて立てたもの、竹柱のうち二本は後補である。

恐らく内の四本柱をもつて冕冠を支え、外の四本柱をもつてない礼履について検討してみよう。

その天板をうけたものであろう。

といわれており、形状から冕冠を支えた台とする考えは首肯できよう。

赤漆六角小櫃に付属の冠架（挿図8）の構造は、

ヒノキ材による冠掛け。両端にわずかに鎬を立て丸面とした角

材を、中央よりやや前方にて十字に合欠きに組む。その交叉上に半月形の架台を取付け、その前後に長さ二二五・〇センチ、幅二・三センチの柱を立て、一方の柱に小孔四個を穿つてある。

たんなる架台であるが、入念な作になる。

といわれており、この冠架が光明皇后の着用された宝冠用であつたと考へても差し支えない。

このような冠架の構造とさきの延暦十二年の曝涼使解などに見える御冠の記述などと照合し、さらに御冠の残欠を熟視すると、自羅や金銀宝珠、あるいは金鳳や金銀葛形宝珠らしいものが見えるので、自羅に金銀宝珠で装飾した玉冠、また金鳳を頭の頂に乗せ金や銀の葛形の宝珠で飾つた宝冠といった程度までは復元することができよう。

このほか、孝謙天皇の御冠については、延暦十二年文書の第廿七櫃によると、旒が有り、雜玉で飾つてゐるようであるから、あるいは冕冠のような冠を被つていたようにも見えるが、光明皇后の宝冠のよう



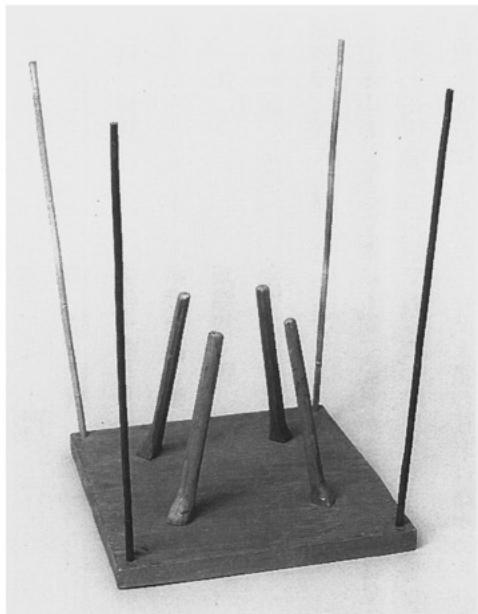
挿図6 北157 赤漆六角小櫃



挿図5 北157 赤漆八角小櫃



挿図8 北157 赤漆六角小櫃付属冠架



挿図7 北157 赤漆八角小櫃付属冠架

なものであつたかも知れない。

つぎに礼服の遺存例はないが、從前述べてきた礼服御覽に際し、正倉院から御冠とともに礼服も出藏しているから、もう一度、礼服御覽を整理しながら、聖武天皇らの礼服を検討することにしよう。

さて聖武天皇が初めて礼服を着して公の場に出御されたのは天平四年（七三二）正月一日の朝賀の儀の時であつた。『続日本紀』の同日条は前にも紹介したが、

御「大極殿受朝、天皇始服」冕服、

と冕服を着して大極殿に出御されたと記している。袞冕十二章と呼ばれる冕服を着して大極殿に出御せられた天皇の姿は華麗なものであつたと思われる。

それでは聖武天皇は大仏開眼会の時、どの様な装束で臨まれたのであろうか。大仏開眼会の様子を伝える『続日本紀』によると、前にも記したように「其儀一同三元日」とあり、また「五位已上者著礼服」とあることから、朝賀の装束と大仏開眼会の装束も同じであつたと見做されがちである。確かに大仏開眼会に出座した聖武天皇は冕冠を被つておられるが、冕冠を被ることは直ちに冕服を着することにはならないのではないか。

弘仁十一年（八二〇）二月二日、嵯峨天皇は詔して、天皇・皇后・皇太子の服制を定めている。⁽⁴²⁾それによると、天皇の服制には、帛衣・袞冕十二章・黄櫨染衣の三種があり、帛衣は神事や諸陵奉幣に用い、

袞冕十二章は元正受朝に、黄櫨染衣は平常のもので、宮中大小の諸行事などにも用いいるという。このような服制がこの時はじめて制定されたのか、それ以前からある慣行を制度化したものか俄かに判断できないが、中国文化に傾倒著しい嵯峨天皇が、とくに大極殿における国家的行事に中国風の装束を着するように定める一方、我が国の神事や陵墓への奉幣などには伝統的な帛衣を着するように制度化したものと考えられる。

聖武太上天皇が東大寺大仏の開眼会に出座されたときの礼服は現存していない。しかし延暦十二年の曝涼使解によると、先に引用した礼冠を納めた第廿六・廿七櫃に統けて、

第廿八櫃収納

帛袴袍一領	襖子二領	一絮錦
汗衫一領	褶一腰	羅襪
袴一腰	絮錦	
記したように「其儀一同三元日」とあり、また「五位已上者著礼服」とあることから、朝賀の装束と大仏開眼会の装束も同じであつたと見做されがちである。確かに大仏開眼会に出座した聖武天皇は冕冠を被つておられるが、冕冠を被ることは直ちに冕服を着することにはならないのではないか。	御帶一條	
單襪子二條 各二副	帛綾袴袍一領	
單衣一領	絮錦褶一腰	羅襪
單襪子一條 二副	合香二斤十二両	納帛袋
納赤漆文欄木小櫃一合		

とあり、弘仁二年の曝涼関係文書にも同じ記載があり、ここに見える礼服が聖武天皇と光明皇后の礼服であることが分かる。そしてさらに齊衡三年の礼服礼冠目録によると、聖武天皇の礼服は確かめられない

が、つぎのものが光明皇后の礼服であることが確認できる。⁽⁴³⁾

帛綾袴袍一領

單衣一領

絮錦褶一腰 羅襪

帛羅帶一條

单幞子一條 二副

したがつて先の第廿八櫃に見えたものから光明皇后の礼服を除いたものが聖武天皇の礼服ということになる。これから見るかぎりでは、聖武天皇の礼服が袞冕十二章とはとても考えられないであろう。そのことを別の文献から確認してみよう。

建久四年（一一九三）の「東大寺勅封藏開檢目録」（『続々群書類從』第十六雜部所収「東大寺勅封藏目録記上」）によると、

朱塗櫃一合

納 白礼服二具

一具太上天皇
一具皇后

とあり、また建久九年三月三日に土御門天皇の即位礼が行われたが、それに先立つ一ヶ月も前に礼服御覽が行われている。ところが即位礼の直前になつて正倉院から礼服礼冠が取り出されている。「三長記」によると、その礼服礼冠は「白練絹練綾礼服二具、玉頭二冠」で、「玉頭二冠」に付けられている短冊から、このうちの一頭は聖武天皇の被られた玉冠であることが分かり、したがつて「白練絹練綾礼服二具」のうちの一具もまた聖武天皇の着用せられたものであることが判明する。このことからも聖武天皇が大仏開眼会で着用せられた礼服は袞冕十二章ではないことが証明できよう。

なお言うまでもないが、光明皇后もまた大仏開眼会においては聖武天皇と同じく帛礼服を着していたことは齊衡三年の礼服礼冠目録に見える礼服や建久四年の「東大寺勅封藏開檢目録」から明らかであろう。

それでは孝謙天皇は大仏開眼会にどのような礼服で百官人を率いて大会に臨まれたのであろうか。『続日本紀』など当時の様子を記す文献のどこにも天皇の装束に関する記載はない。しかし六条天皇の即位礼に先だって行われた礼服御覽のとき、内藏寮から取り出された女帝の礼服について、『山槐記』に

女帝御装束

大袖 小袖 御裳

已上皆白色、無繡、

とあり、⁽⁴⁴⁾これもまた帛衣であることが確認できる。これに関連して江戸時代最初の女帝、明正天皇の即位のときの礼服は、

白服大袖小袖ウラ皆スズシナリ、白精好ノ御褶、御裾、條帶長綬一筋、短綬二筋、玉佩二旒、錦襪、御屨、御笏ハ象牙ヲ以テ作レリ、袞龍ヲ召スベキ御事ナレドモ、女帝ニテマシマセバ、古代ノタメシニマカセ白キ御衣ナリトゾキコヘシ、

と古代の装束の通りに帛衣を着したと述べている。⁽⁴⁵⁾また江戸時代のもう一人の女帝後桜町天皇の即位の礼服御覽の際、『定晴卿記』は

主上御礼服、大袖・小袖・御裳等皆白絹・無繡、

と記し、『山槐記』を引用して、次の様に記している。⁽⁴⁶⁾

永万山槐記女帝御礼服白・無繡之由所見、

『紀光卿記』もまた天皇の礼服について、

御大袖、白綾裏白、平絹、御小袖、同上、御裳、白穀織、紐白綾、御裾、白綾裏平絹、其、
同事也、赤御沓、如男、大和錦文裏、帝、錦御襪、綴同上、
(47)

と記している。

女帝の着する礼服は古代以来とくに変更はなく帛衣であつたが、何分にも奈良時代の孝謙天皇（重祚して称徳天皇）以来、江戸時代の明正天皇まで女帝はおられなかつたから孝謙天皇の着された礼服がその後も基準となつて近世に至つているのである。⁽⁴⁸⁾

これらのことから、孝謙天皇を始め聖武太上天皇、光明皇太后はいずれも帛礼服を着して大仏開眼会の法会を催行せられたと考へることができよう。

つぎに履物について見ておこう。ただし延暦十二年の曝涼関係文書を始め平安時代初期の同様の文書には、聖武天皇等が大仏開眼会でどのような沓を履いていたか具体的な記載はない。ところが先に永万元

年の礼服御覽が行われたことを伝える『山槐記』は、男帝・童帝・女帝・皇后・皇太子の装束を具体的に列挙しているが、まず男帝の沓について、

御沓一足
有緒、黒色、

と記しており、ついで童帝・女帝・皇后・皇太子の各々の礼服を記した後、一括して

御沓三足、赤革、此中、有小一足、又一足、黒色、有緒、

(49)

と記している。誰がどの沓を履いておられたかの判断は難しいが、童

帝の装束が色・繡は男帝と同じで、ただ大小の違いがあるだけとのことであるから、童帝も袞冕十二章を着し、男帝と同様に黒色の沓を履くことになつていたのであろう。とすると『山槐記』に見える赤色の沓は女帝・皇后・皇太子が履いておられたことになる。実際に女帝が赤革の沓を履いておられたことは、後に後桜町天皇の即位の礼服を紹介したところからも理解できよう。

帛衣を着する女帝が赤沓を履いて大仏開眼会に出御しておられたことが推定できるが、大仏開眼会に出座された聖武天皇も袞冕十二章ではなく帛衣を着しておられたことから、女帝と同じ赤沓を履いておられたと思われる。そのことを別の史料から検証してみよう。

正倉院に「衲御礼履」と呼ばれるものがある（插図9）。まず『正倉院御物図録』の解説に、

伝へて聖武天皇が大仏開眼会の砌、親しく御服に用ひ給ひし御料となす、爪先の反転した形は後世の鼻高に類するが、緋の揉皮を表とし、白革を裏として二枚合せ縫ひ、其の縫目に従つて純金線を飾り、所々珠玉を散りばめ、且つ爪先裏に扇形の白皮を貼したもので、莊嚴華麗、げに高貴の御料にふさわしきを覚える。

とあるように、見るからに気品のあるものであるが、いま右に紹介し

た「伝へて聖武天皇が大仏

開眼会の砌、親しく御服に

用ひ給ひし御料となす」の

根拠を考えてみよう。

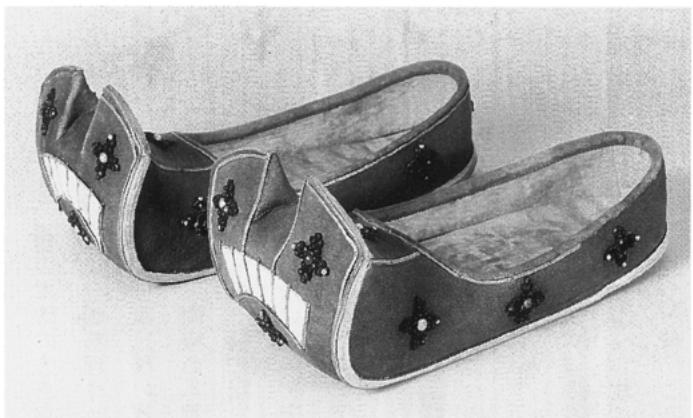
その前に「衲御礼履」の

意味を検討しておきたい。

「衲」には二通りの解釈が

ある。

挿図9 南66 納御礼履



まず第一は、「衲御礼履」

とは御礼服の上に衲（補綴

の意味）の御袈裟を召され

た場合に用いられる御沓と

言ふ解釈による。しかし

この解釈によると、聖

武天皇は礼冠礼服を着した

上に、御袈裟を召されることになり、どこか不自然ではあるまい。

もう一つの解釈は、「衲」は「縫う」を意味することから、一枚の皮を縫い合わせること、純金の細線を縫い付けることを指すとするものである。しかしこの場合も、正倉院にはほかにもいくつも沓を所蔵しているが、それらの沓の製法は「衲御礼履」と呼ばれるものと同じく

皮を縫い継いだものがあるから、一枚の皮を縫い継いだものを「衲御

礼履」と呼ばなければならない理由もない。

そこで注目したいのは、松嶋順正氏の指摘である。⁽⁵⁰⁾ まず氏は、

明治十五六年頃の作成と思われる旧正倉院御物目録（現行の御物目録に対して仮に旧御物目録という。未定稿の目録である）

に「函蓋張紙墨書云『衲礼履一具 太上天皇御履 第五櫃』但函蓋不見當」とあり、当時すでに函蓋は失われていたようであるが、

張紙の墨書は何かに記録されていたのであろう。

と指摘される。残念なことに現在この函蓋はなく、したがつてそこに記されていた墨書を確認することはできないが、明治一五、六年頃の

『旧正倉院御物目録』の作成時といえば、黒川真頼らによる正倉院宝物の調査の時期である。そのころ「函蓋張紙墨書云」という重要な文

言が、たとえば黒川真頼らによつて恣意に書かれるとは考えられないから、松嶋氏もいわれるよう、當時、なんらかの記録が存在しているのであろう。しかし松嶋氏は、衲礼履の「衲」はあるいは「納」の

伝写の誤りではなかろうか、なお検討を要す、と控え目ながら衲礼履の誤りを指摘しておられる。まことに炯眼というべきであろう。

そこで改めて函蓋張紙を眺めてみると、つぎのようになる。

衲礼履一具 太上天皇御履 第五櫃

のことから、第五櫃に礼履一具を納めているが、それは太上天皇の御履であると理解することができる。そして気が付かれたと思うが、この張紙の記載形式は第一節の冒頭に記した礼服礼冠の木牌（第三櫃

に収納と記す)と同じである。

ところで正倉院には、これらに類したものとしてつぎのような木牌がある。(挿図10)。⁽⁵¹⁾

「 瑪瑙坏二口 水精玉五枚
(表) 納 白瑠璃高坏一口 雜香六囊
練金十一枚 」

(裏) 「天平勝宝四年四月九日 第一櫃」

この第一櫃と第三櫃の木牌の大きさ・形状・筆跡などは全く一致しており、これが同時期に分類整理されたものであると考えてよいが、第五櫃もまたかつて第一・第三櫃の木牌と同じ頃に整理され、整理結果は第一・第三櫃の木牌と同様の木牌に記されていたものと思われる。そのように考えて第一・第三櫃に記す「納」の文字を見ると「衲」と読み間違えても止むを得ない書体である。

なお第五櫃の木牌が存在しないので推測に過ぎるかも知れないが、

その表裏には、

(表) 「納 札履一具 太上天皇御履 第五櫃」

(裏) 「天平勝宝四年四月九日 第五櫃」

と記されていたのではないか。

かつて『正倉院御物図録』が「衲御札履」を大仏開眼会に聖武天皇が履いて出座させていたと述べておられた。その結論に至った直接的な根拠は明確にできなかつたが、このように整理してくると、改めて

礼服については、聖武天皇・光明皇后・孝謙天皇のいずれも帛衣を

その見識に敬服せざるを得ない。

以上、大仏開眼会のとき、聖武天皇・光明皇后・孝謙天皇がどのような装束を着して出座しておられたのかを考えてきた。

それらを整理しておくと、礼冠については、聖武天皇は冕冠を、光明皇后は宝冠を被らされているが、孝謙天皇の場合は、冕冠のようでもあり、光明皇后と同じく宝冠のようにも思われ、いずれとも決めがたい。後考を待ちたい。



挿図10 中79 漆小櫃付属木牌 表裏

召されていたことが確認できた。そして聖武天皇はいま正倉院に「衲御礼履」の名称で整理されている緋色のなめし革の沓を履いておられ、光明皇后と孝謙天皇もその装束に相応しい赤革の沓を履いておられたのである。

むすびにかえて

「礼服御冠残欠」について考えてみたいと思つた動機のひとつは、なぜこのように大事な宝物が残欠という状態になつたのかということであつた。そのために、本稿で述べたような問題、特に歴代天皇の即位の際に行われる礼服御覽に関連があるとの観点から検討してみた。

一方、本問題について考察を進める中で、残欠となつて現寶物のもとの姿はどうのよなものか、なんとか復元する手がかりはないものか、いわば一種の願望めいたものも心中密かに生じてきたことも事実である。

しかし冠についていえば、現存のものが果たして何人のものか、どの部分が誰方のものか識別することができず、復元まではとても及ばないのが現状のようである。もとより手掛りがないわけではない。

聖武天皇の着用されていた冠が、いわゆる冕冠であつたとすると、古代中國の絵図に見える皇帝の被つている冠、あるいは近世末の孝明天皇の冕冠、また聖徳太子の座像「聖靈院御影」の冠などを参考にしな

がら、冕冠の構造を考えてみるのもひとつ的方法であろう。

光明皇后の寶冠についても、例えば奈良時代の代表的な仏像である法華堂の不空縉索觀音像の寶冠は同時代のものであるから参考になるであろうし、本稿でも少し触れたように江戸時代の後桜町天皇の寶冠を作成するのに利用した京都東山の光雲寺における東福門院の冠なども参考になるかも知れない。

また礼服については、正倉院には残欠もないことになっているが、從来、聖武天皇や孝謙天皇の着用されていたものが冠との関係から漠然と袞冕十二章と考えられていたことから該当するものが見当たらなかつたためかも知れない。もしそうであるとすれば、一度別の視点から改めて正倉院宝物を眺めて見る必要があるかも知れない。

その意味では、「衲御礼履」といわれているものが聖武天皇の履かれていた御沓ではないかとの指摘は古くからあつたが、本稿で論じたように、その推定はほぼ確認できたように思われる。そのように考えられるとすれば、現在判明しているのは聖武天皇のものだけであるが、光明皇后・孝謙天皇の御沓もまた推定することができるかも知れない。このような宝物の見直しを行うと、帛衣についても新知見を得られるかも知れない。

礼服御冠残欠については、まだ検討しなければならない点も少なくない。たとえば現在、齊衡三年の「雜財物實錄帳」から分離したと考えられている「礼服礼冠目録」の記載についての検討は是非行いたい

と思っているし、袞冕十二章についてももつと検討しなければならないと思う。もとより今、その問題に特別の腹案があるわけではないから、将来の検討課題にしたいと考えている。

注

- (1) 礼服御冠残欠は、現在、北倉一五七に整理されている。
- (2) 平成四年度正倉院展（奈良国立博物館において開催）および昭和五十八年度特別展「日本の金工」（東京国立博物館において開催）に出陳したときの名称は「御冠残欠」である。
- (3) 本稿は平成四年度の正倉院展における公開講座（同年十一月七日）での報告に基づいており、その要旨はすでに本年報十六号に掲載した通りである。今般、文章化するに当たり、出来るだけ当日の報告に沿うように努めたが、当日配布した以外の史料を補うなど、一部書き改めたところもある。いらざる解説めいたところもあるが、お許し戴きたいた。
- なお正倉院展における公開講座で報告した後、本稿に関連する報告が大津透・武田佐知子両氏から行われている（後掲）。一部、両氏の研究と重なるところもあるが、敢えてその個所を削除しなかつた。
- (4) 以下、「続日本紀」の記事の引用に当たっては、「新訂増補国史大系」本を利用した。
- なお『続日本紀』を始め諸史料の引用に当たっては、適宜、現時通

用の文字に改めた。

- (5) 故実叢書本『内裏式』元正受群臣朝賀式并会条、同本『儀式』元正朝賀条に見える。
- (6) 大宝令施行後、最初の皇太子は和銅七年六月二十五日に冊立された首親王、つまり後の聖武天皇である。

- (7) 「淳和天皇御即位記」（『続群書類從』卷二七一）に「供設一如元正儀」とあり、即位の礼の行われる庭上の威儀物や女婿・命婦らの装束が元日の儀式と通じるとする。
- (8) 朝挙は一条天皇朝以降行われなくなり、爾後、殿上人を対象に行われていた小朝挙のみが行われることになった。
- (9) 明治天皇の即位の礼は従来の方式を改めて、新たな形式で行われるようになった（『明治天皇紀』一 明治元年八月二十七日条参照）。
- (10) 「皇室制度史料」摂政二 第三章第一節参照。

- (11) 『山槐記』永万元年七月十八日条参照。以下、本書の引用は史料大成本による。
- (12) 注(11)参照。
- (13) 注(11)参照。
- (14) 『中右記』嘉承二年十月二十二日条。
- (15) 注(11)参照。
- (16) 明正天皇の即位礼（寛永七年九月十二日）の次第を記している『明正院寛永御即位記』によると、

常ニハ礼服御覽ノ作法アリ、職事御礼服ヲ唐櫃ノ蓋ニ入テ持テ参ル、攝政伺候シ、又シカルベキ公卿一両輩仕ヘ奉ル、今度此儀ハヲカセ給フ

と礼服御覽を行わなかつたと記している。

即位礼が行われた前日の『資勝卿記』寛永七年九月十一日条によると、紫宸殿の南庭に飾りを行い、山科から礼服を禁中で請取つたと見える。『梵舜記』の同日条にも、後水尾上皇が紫宸殿の南庭に飾られた即位の威儀物をご覧になられたとあるから、即位に当たつての巡検が行われていたことは確認できる。

(18) 後光明天皇の即位礼は寛永二十年十月二十一日であるが、礼服御覽は同月十二日に、後西天皇の即位礼は明暦二年正月二十三日で、礼服御覽は同月十九日に行つている。

(19) 後柏原天皇の践祚は明応九年十月二十五日、礼服御覽は永正十八年三月十七日、即位礼は同月二十二日である。

後奈良天皇の践祚は大永六年四月二十九日、礼服御覽は天文五年二月二十一日、即位礼は同月二十六日である。

正親町天皇の践祚は弘治三年十月二十七日、礼服御覽は永祿三年正月十五日、即位礼は同月二十七日である。

(19) 『大日本古文書』巻二十五付録「正倉院御物出納文書」(七)。

(20) 『大日本古文書』巻二十五付録「正倉院御物出納文書」(一)。

(21) 『大日本古文書』巻二十五付録「正倉院御物出納文書」(五)。

(22) 『大日本古文書』巻二十五付録「正倉院御物出納文書」(一)。

(23) 『本朝世紀』康治元年五月六日戊戌条。

(24) 僧綱牒、僧玄巖奉書、僧行惣書状はそれぞれ『大日本古文書』家わけ第十八「東大寺文書之一」の二一七号僧綱牒、二一八号僧玄巖奉書、二一九号僧行惣書状を指す。

(25) 『経光卿記』仁治三年三月十一日・十三日条。

(26) 『三長記』建久九年正月二十六日・二月二十六日条。

(27) 『平戸記』仁治三年三月十日・十一日・十四日条。

(28) 『続々群書類從』第十六雜部。

(29) 関根真隆氏著『奈良朝服飾の研究』第五章一八四ページ(吉川弘文館刊)。

平成六年十月二十九日、奈良県立新公会堂で行われた第一八回奈良学文化講座で、武田佐知子氏は「正倉院の衣服と庶民の生活」と題する講演を行われた。その中で関根氏の説を支持する旨の発言をされている。

(30) 『平戸記』仁治三年三月十七日条。

(31) 『荒涼記』仁治三年三月十八日条。

(32) 龍肅氏著『鎌倉時代』下「鎌倉時代概説」三七〇三八ページ(春秋社刊)。

(33) 『東大寺勅封藏記』下(『続々群書類從』第十六雜部)。

(34) 简井寛秀氏所蔵文書(『寧榮』十五は「續正倉院史論」と題する正

倉院特集号で、その図絵に、東大寺衆徒僉議事書の全文がコロタイプで紹介されている。

講演会で、ほぼ同様のことを論じておられる。

(49) 注(11)参照。

(35) 『紀光卿記』宝暦十三年十一月二十七日条。

(36) 『八槐記』宝暦十三年十一月二十七日条。

(37) 注(35)参照。

(38) 注(19)参照。

(39) 注(20)(21)参照。

(40) 正倉院事務所編『正倉院の木工』個別解説24 冠架 赤漆八角小櫃付属一基。

(41) 正倉院事務所編『正倉院の木工』個別解説22 冠架 赤漆六角小櫃付属一基。

(42) 『日本後紀』弘仁十一年二月一日条。

(43) 一部判読できないところもあるが、延暦十二年、弘仁二年の曝涼使解によって復元した案を掲げておいた。

(44) 注(11)参照。

(45) 注(16)参照。

(46) 宝曆十三年十一月二十七日条。

(47) 注(35)参照。

(48) 大津透氏は「天皇制唐風化の画期」(新日本古典文学大系 月報39)の中で、大仏開眼会における聖武天皇および孝謙天皇の着された衣服について白御衣であるとされ、武田佐知子氏もまた注(29)に紹介した

(50) 松嶋順正氏著『正倉院よもやま話』八九〇ページ(学生社刊)。

(51) 中倉七九 漆小櫃 付属木牌。